## 小名浜道路 ニュースレター

第 6 号 平成27年 10 月

新たに3地区で設計協議が合意いたしました。

## ■事業の推進状況について(9月末時点)

小名浜道路は平成30年代前半の開通を目指し、全線に渡り、道路設計や用地補償、工事に関する 各種調査を実施しております。

また、関係機関との調整が整った地区より順次、付替となる道路・水路等の計画に係る設計協議を開催し、9月末時点で新たに3地区において地区住民の皆様との間で合意いたしました。

これにより、用地取得が完了した地区を含め、全9地区中4地区において、小名浜道路で必要となる道路用地の幅が確定したこととなります。

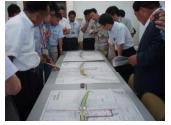
今後、新たに設計協議の合意を頂いた地区では、準備が整い次第、補償説明会、用地補償協議へと 進めさせて頂くこととなります。

今後とも、小名浜道路事業に対する御理解と御協力をよろしくお願い致します。

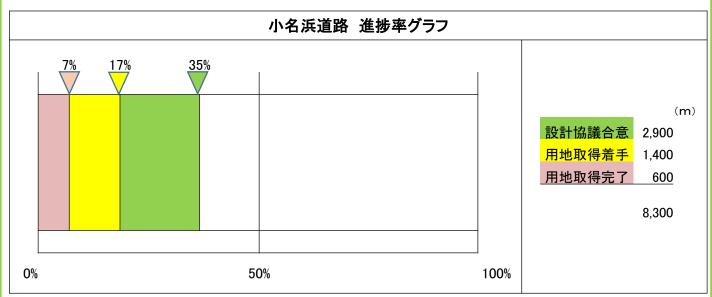








	事業 説明会	境界立会	設計協議		道路幅杭	用地補償	用地取得		工事
			図面提示	合意	設置	説明会	着手	完了	着手
臨港地区	H25.7	H26.10~ H26.12	H27.7 (企業向け)						
下川黒須野地区			H27.2	H27.8	H27.10~				
泉地区			H27.2						
添野地区			H27.7						
石塚添野地区			H26.11	H27.5	H27.6	H27.6	H27.9		
江畑地区			H26.10	H26.12	H27.1	H27.1	H27.3	H27.5	
高倉地区			H26.10	H27.7	H27.8~	H27.8			
上山田地区			H27.9						
下山田地区									





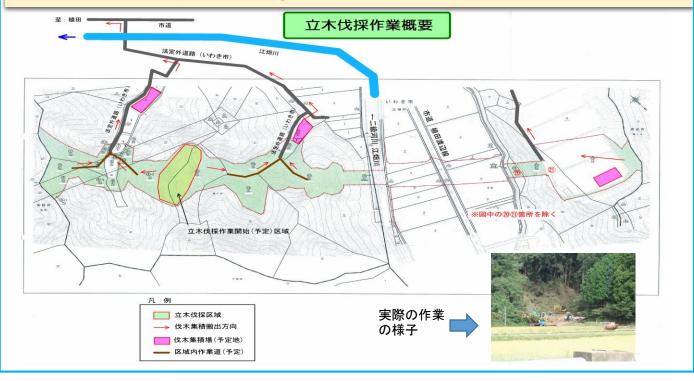
## 江畑地区における立木伐採業務について

小名浜道路の計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡推定地が複数箇所所在しており、道路 工事に着手する前に、その試掘調査が必要となります。

用地取得が完了した江畑地区においては、この埋蔵文化財試掘調査を今年度実施する予定であり、 その際に支障となる立木の伐採作業を9月より実施させていただいております。

立木伐採作業は、まず、立木伐採区域内への作業道を設置した後、区域内の立木を伐採、集積して現場外に搬出することとなります。

立入及び作業にあたりましては、隣接地の立木損傷や工作物の損壊等のないように十分に留意いたしますので、御協力をお願いいたします。



福島県いわき建設事務所 〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地 電話 0246-24-6036、FAX 0246-24-6256 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41380a/

